

プロジェクトタイトル	小樽から世界へ：国際法模擬裁判 JAPAN CUP への挑戦
プロジェクト代表者	張 博一

1. プロジェクトの目的・概要

模擬裁判は、世界中のロースクールで活用されている教育手法である。本ゼミは、2022 年 7 月に開催された国際法模擬裁判大会 JAPAN CUP に参加し、初出場にして原告書面 2 位という好成績を収めた。しかし同時に、克服すべき課題が明確となった。なかでも、国際法基本的知識の不足と、人的リソースの不足を痛感した。他大学は OBOG・上級生からの指導を受け、口頭弁論の練習を効率よく実施していたのに対し、本学の学生は、何が正しいやり方も分からないまま自分達だけで模索し続けた。それが口頭弁論者上位 10 名に選ばれず、総合順位に入ることができなかった原因ともなった。本プロジェクトは、本年度の反省を踏まえて、来年度の国際法模擬裁判 JAPAN CUP での総合 3 位を目指した取り組みである。

2. 具体的な取組内容 ※ 詳細は付属する『国際法ゼミ 2022 年度活動報告書』をご覧ください。

① プレゼンテーション能力の向上

TED Talks から動画を選び、発表者の理解に基づいてプレゼンを行う。話すスピードや視線を意識し、かつ原稿を読むのではなく、他者に主張をわかりやすく伝える能力を鍛えた。

② 議論手法・伝達力の向上

刑法ゼミ、社会保障法ゼミとの 3 ゼミ合同ディベート、自ゼミ 234 年生ディベートを行ない、資料収集力、論理的思考能力、議論能力を鍛えた。

③ 国際法基礎知識の向上

1 グループ 3 名で国際法のテーマ報告(難民条約、自由権規約、宇宙条約、テロ関連諸条約、世界遺産条約)を行い、国際法の知識、資料を的確かつ簡潔にまとめる能力を鍛えた。

④ 他大学との交流を通じて経験の習得

横浜市立大学との合同ゼミでは、瀬田准教授による問題文解説、横市学生による JAPANCUP

当日までの作業工程説明、難民支援の在り方について3つの視点から意見交流を行った。

大阪大学の高田准教授による口頭弁論指導も行なった。

3. プロジェクトの成果及び地域への還元

国際法に関する議論や他大学の教員や学生との交流を通して、学生の国際的な視野を広げ、小樽からグローバルな人材を育てることに資する活動ができた。本活動で得られた見識を踏まえて、今後も模擬裁判の活動を継続し拡大させることで、本学が理念とするグローバル教育、アクティブラーニングを北海道地域の教育現場に広げることが期待される。





グローバルプロジェクト

小樽から世界へ

— 国際法模擬裁判

JAPANCUPへの挑戦

小樽商科大学

国際法ゼミ

2022年度

活動報告書



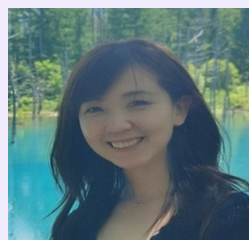
【グローバルプロジェクト：小樽から世界へー国際法模擬裁判JAPANCUPへの挑戦】

模擬裁判は、世界中のロースクールで活用されている教育手法である。国際法模擬裁判は、架空の国の間で起こった架空の事案をもとに、原告国と被告国に分かれて、自国の行動がいかに正当な行為であるか、それに対して相手国の活動がいかに違法であり非難されるべきであるかを、国際法を解釈適用して主張を戦わせる競技である。

本ゼミは、2022年7月に開催された国際法模擬裁判大会JAPAN CUPに参加し、初出場にして原告書面2位という好成績を収めた。しかし同時に、克服すべき課題が明確となった。なかでも、国際法基本的知識の不足と、人的リソースの不足を痛感した。他大学はOBOG・上級生からの指導を受け、口頭弁論の練習を効率よく実施していたのに対し、本学の学生は、何が正しいやり方も分からないまま自分達だけで模索し続けた。それが口頭弁論者上位10名に選ばれず、総合順位に入ることができなかった原因ともなった。

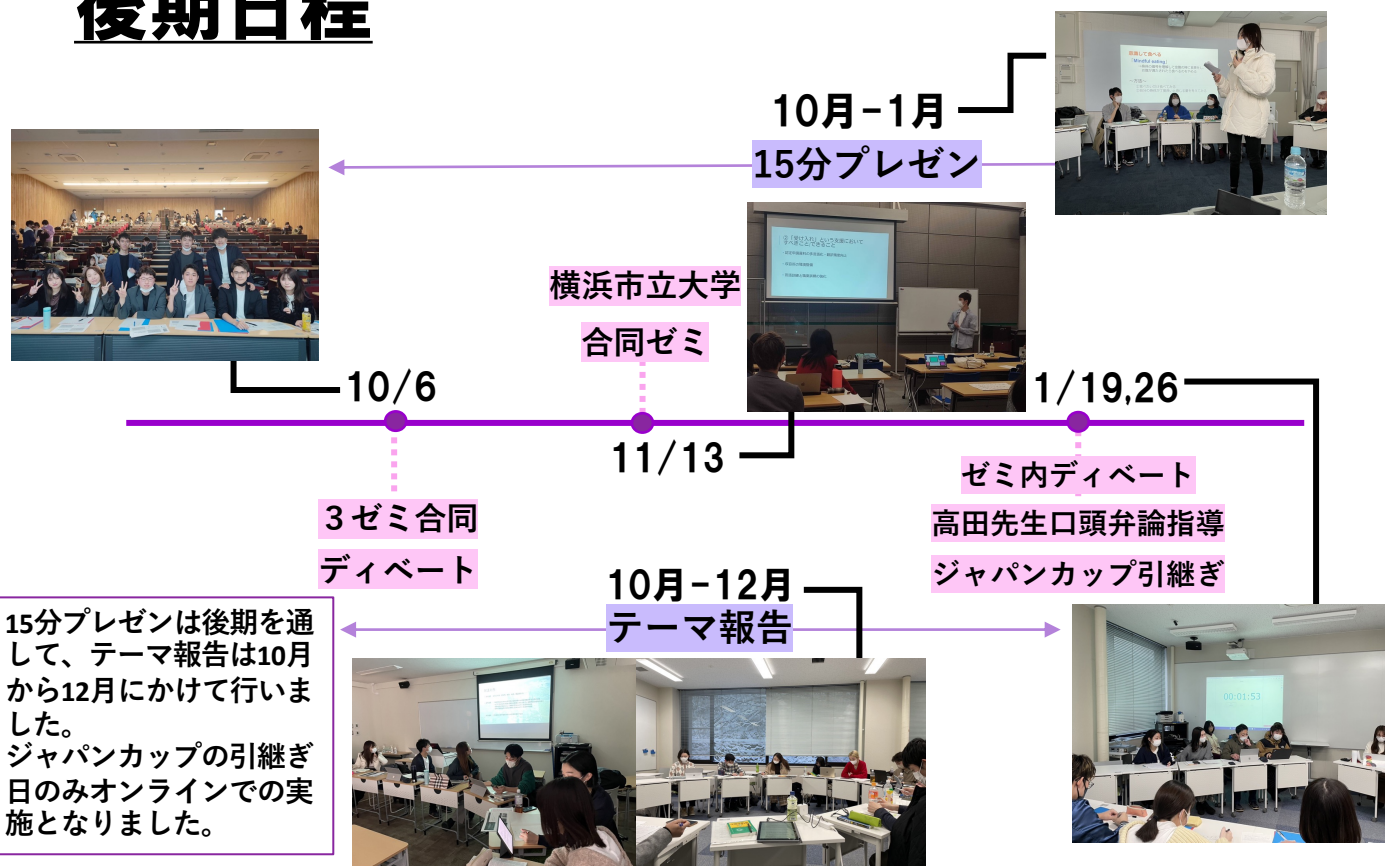
そこで、①プレゼンテーション能力の向上(15分プレゼン(10月～1月))、②議論手法・伝達力の向上(3ゼミ合同ディベート(10月)、自ゼミ234年生合同ディベート(1月))、③国際法基礎知識の向上(国際法テーマ報告(10月～12月))、④他大学との交流を通じて経験の習得(横浜市立大学合同ゼミ(11月)、大阪大学高田先生による口頭弁論指導(1月))、⑤来年度出場者への引き継ぎ(自ゼミ234年生合同ディベート(1月)、3年生から2年生への引き継ぎ・アドバイス(1月))の5点を意識したゼミ活動を行なった。

今回のグローバルプロジェクトは、来年度の国際法模擬裁判JAPAN CUPでの総合3位を目指した取り組みであったが、その過程での国際法に関する議論や他大学の教員や学生との交流を通して、学生の国際的な視野を広げ、小樽からグローバルな人材を育てることに資する活動ができた。



指導教員 張博一

後期日程



3ゼミ合同ディベート

本大会は、刑法を専門とする菅沼ゼミ、社会保障法を専門とする片桐ゼミ、そして国際法を専門とする張ゼミの計3つの企業法学科のゼミで開催する学内合同ディベート大会です。ディベートの準備期間、また本番を通して、各ゼミの専門外の法についても学び、理解を深めることから、様々な法、知見に触れることのできる機会ともなっています。今年の大会では、我々は以下2つの議題について争いました。

『国際的な親による子の奪取を刑事処罰の対象とするべき』

菅沼ゼミ(肯定) 対 張ゼミ(否定)

テーマの詳細：ドイツに10年間居住する国際結婚夫婦（夫：ドイツ国籍、妻：日本国籍）が離婚調停中、妻が夫の同意を得ずに6歳の子（二重国籍）と日本に帰国して、ドイツには二度と帰国するつもりがなく、長期間にわたって子を夫に合わせない場合、日本において妻の行為を刑事処罰の対象とすべきか。子の常居住地はドイツであるとする。

肯定側である菅沼ゼミは、1点目に、民事上の手続きによって国際的な子の連れ去りを解決を図るハーグ条約があるが、国内実施法における子の返還の実現率が十分でないこと、2点目に刑罰を科すことにより刑法の一般的予防の効果があること、3点目にハーグ条約と刑事処罰の併用をするべきと主張しました。

否定側である張ゼミは、1点目に、両親の問題に巻き込まれてしまった何の罪もない子供の利益を最優先すべきであること、2点目に子供の権利を最優先し、家族間の話し合いによる解決を見込むべくハーグ条約を援用し民事上の手続きをとるべきであること、3点目に謙抑主義により刑罰を科すべきではないことを主張しました。



張ゼミの勝利 (肯定3票：否定6票)

『日本において同性婚は容認されるべきか』 張ゼミ(肯定) 対 片桐ゼミ(否定)

肯定側である張ゼミは、1点目に、パートナーシップ制度では享受できないメリットが法律婚にあることから不平等が生じていること、2点目に、同性婚は法律婚が認められず不平等が生まれているのは、憲法第14条・自由権規約第26条の侵害であり、自己決定権としてパートナー・婚姻の選択の尊重をするべきであること、3点目に婚姻の選択の自由が進めば、多様性のある社会へ発展すると主張しました。

否定側である片桐ゼミは、1点目に、同性婚とは憲法起草時に想定されていた婚姻と異なることから憲法第24条にある結婚の意味に該当しないこと、2点目に、同性婚を認めることで想定される犯罪、また法律婚の母数が増えることにより、生活保護の不正受給などの問題の増加にもつながると主張しました。



張ゼミの勝利 (肯定7票、否定2票)

僕らのグループは国際法と日本の刑法が重なったテーマをもとにディベートをした。普段のゼミではほとんど触れない日本国内の刑法原則や判例を調べながら、刑法を専門で扱っているゼミ相手に上手く刑法の主張ができるのかとメンバー同士何度も話した覚えがある。当日あった3試合でトップバッターとなったこともあり、「相手のゼミが強そうだな」「観戦に来た2年生が意外と多いなあ」などと初めは緊張していた。しかし、白熱する議論にそれほど余裕があったわけではないが、その応酬が実は楽しくもあった。少しでも上手く話せた瞬間は達成感をくれるし、もともと関りがなかったゼミ同士でディベートをするのも刺激的だった。これからも、たまに合同ゼミのような形で（できればもっと気楽に）交流ができたらと思う。



企業法学科第3学年
佐藤浩治

▶ テーマ報告

毎週、各担当者が特定の国際法について調査を行い、PPTまたはレジュメを準備し報告を行いました。1グループ3名で報告を行い、聞き手にわかりやすいプレゼン能力、資料を的確かつ簡潔にまとめる能力を身につけました。報告は前半後半に分けられ、必ず30分間ほどの質疑応答時間が前半後半終了後に設けられ、発表者だけでなく、報告を受ける者たちも、法への理解を深く掘り下げていくことができました。

自由権規約

自由権規約の報告は前半と後半の二つのパートに分けて行いました。

前半は自由権規約の概要と個人通報制度についての第一議定書及び死刑廃止制度についての第二議定書を報告しました。後半は日本と議定書の問題点、日本の出入国管理法についての報告を行いました。特に議定書を日本はどちらも批准しておらず、なぜ批准していないのか批准していないことで守られるべき権利が保障されていないのではないかという点を学習するきっかけとなりました。また入管法を通して日本の入管収容の実態を深堀りしました。報道がなされていないものも多く、入管収容制度は自由権規約第9条第1項に違反する可能性が極めて高い現状が挙げられます。

自由権規約は人類社会のすべての個人の尊厳及び平等の権利を認めることで自由を保障する、最も基本的かつ包括的な人権諸条約です。この報告を通じて、個人の持つ権利を保障する重要性、個人の尊厳の為に必要な制度のあり方を考えるきっかけになりました。

テロ関連諸条約



テロ関連諸条約の報告は2週に分けて行いました。

1週目はテロ関連諸条約（計13条約）の総論です。詳細として、条約の基本情報と目的・制度設計、条約が抱える限界、条約の不完全部を補完する国際フォーラムについて報告を行いました。

2週目は国際テロリズムに対する武力行使と、実際にテロが起きてしまった場合の救済処置としてのジュネーヴ諸条約について報告を行いました。また、本テーマを扱う上で、判例の説明、紹介は必須であることから、テーマ報告として初の試みである判例紹介も行いました。判例紹介に当たり、国際法判例百選を読むだけでなく、原文である英文献から証拠の裏付けを行い、実際に翻訳するなど、裏付ける根拠を明確にして報告しました。

テロリズムの根絶は不可能に近いものの、米国同時多発テロがターニングポイントとなり、解決に向けて国際機関が行動を起こしている事実を知りました。しかし、内戦ではなく、国際的な非国家主体によるテロリズムの対応がいまだ問題が残り、かつ最も解決に向けて動くべき課題であると認識しました。実際に起こるテロリズムを調べると共に、報道では知りえない実態、特に、国際テロリズムに巻き込まれたがゆえに、あまりにも多くの人が命を失っている残酷な事実を学び、報告者だけでなくその場にいるゼミ生たち全員が国際テロリズムについて、深く考えるきっかけとなりました。



私はテーマ報告の際に難民条約と自由権規約を担当しました。難民条約では、紛争により避難を余儀なくされた人々の保護のあり方について学ぶことができ、それを合同ゼミに活かすこともできました。また自由権規約では、難民条約に関係している部分や基本的人権について分析することができました。特に自由権規約の選択議定書についてが印象に残っています。選択議定書を日本はどちらも批准していませんが、なぜ批准していないのかという部分を調べまとめることができたと思います。ただ内容を理解するだけではなく、レジュメを作る機会も初めてだったので、相手に伝えるためのレジュメを心がける機会にもなりました。テーマ報告を通して様々な条約の理解を深める場となりました。



企業法学科第3学年
内山之愛

宇宙関連諸条約

報告は前半後半に分けて行い、前半は宇宙諸条約の総論について報告を行いました。宇宙諸条約（宇宙4条約）の詳細・目的・形成過程、委員会の設立、宇宙物体の管轄権、国家の責任、国内法及び国内実施をそれぞれ条約を用いながら、丁寧に説明を行いました。

後半は、宇宙の商業活動における問題点を扱いました。スペースデブリという宇宙ゴミがもたらす登録国問題、宇宙資源ビジネスにおける法的問題です。現在の宇宙活動の目的が宇宙法形成時の想定より変遷し、私企業によるビジネス目的が本格化したことから浮き出た問題であり、今現在も、問題解決のために新たな法規則、枠組み制度の作成が両問題とも求められています。

宇宙関連諸条約は、他のテーマ報告の題材と比べ、ゼミ生全員にとって馴染みが少ない条約であることから、条約の総論の部分を丁寧にを行いました。また、法の仕組みの説明とともに、普段触れることのない宇宙活動における技術面の説明もあったことから、多面的な知識を得ることができました。報告を通し、これからの宇宙の商業利用は現在よりも加速していくことを実感しつつ、条約内容が不明瞭で曖昧であること、委員会がコンセンサス方式を採用していることから、新たな条約を作ることが難しいなどの問題点も多く学ぶことができました。だからこそ、今後どのように条約が発展していくか、どのように課題点が解決されていくかが楽しみであるとも感じました。

世界遺産条約

報告は主に3つに分けられ、1点目は世界遺産条約の総論について報告を行いました。条約成立経緯から、登録手続き、問題点等幅広い視点から報告し、かつ様々な世界遺産も紹介しました。

2点目は武力紛争中の文化財の保護についてです。詳細として、武力紛争文化財保護条約をはじめとする文化財を対象とした法整備と条約詳細、学説・判例を用いながら、条約のより詳しく丁寧な説明と文化財の意図的破壊を行う非国家主体に関する問題点等の報告を行いました。

3点目は時事問題であるロシアによるウクライナ侵攻がもたらす文化財の破壊です。文化財の攻撃という、独特な視点からウクライナ侵攻を学び、かつ現在進行中という点で、リアルな問題を紹介することにより、聞き手の興味を引き付けました。

世界遺産が題材であるため、画像を見せるためにレジュメとPPTを併用した報告を行いました。世界遺産条約のみではなく、文化財という繋がりから武力紛争と結びつけることにより、文化財の意図的破壊という問題点が浮き彫りとなりました。またテロ関連諸条約と同じ非国家主体による武力紛争についての報告もありましたが、文化財保護という全く異なる視点から問題を挙げているため、非国家主体による武力行為の問題性を再確認しました。また、ウクライナ侵攻においても文化財破壊が行われ、その行為が公文書の破壊（Archivocide）を行い、歴史をロシアにより改竄するものという可能性を知り、文化財保護の重要性を報告内で何度も確認することができました。



後期には1チーム3人で行った国際法に関するテーマ報告を通して様々な国際条約について学習しました。私は宇宙関連諸条約・テロ関連諸条約についてのテーマ報告を行いました。私が特に印象に残っているのは宇宙関連諸条約です。

宇宙は身近にあるものではないため宇宙活動でなにが問題となっているかを詳しく知る機会はありませんでしたが、この宇宙関連諸条約のテーマ報告を通して、宇宙資源の採掘・売買ビジネスの問題点やスペースデブリとそれに伴う新たな産業構想の問題点などを知ることができました。今後より盛んになっていく宇宙活動において、どのような問題が起きてどのように解決されていくのかに注目していきたいと考えています。



企業法学科第3学年
鈴木わかな

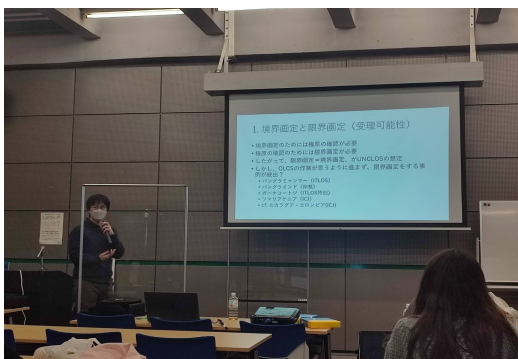
合同ゼミ

ジャパンカップ上位常連校である横浜市立大学との合同ゼミを行いました。前半では、瀬田真先生による「未確定の200海里以遠の大陸棚における紛争とその解決手段」についての講演、そして学生によるジャパンカップ本番までの作業工程の説明をしていただきました。後半にはワールドカフェを行い、難民支援の在り方について3つの視点から意見交流を行いました。

▼ジャパンカップの解説

今回のジャパンカップの問題文では4つの請求が提示されていたので、その詳細と解説について講演を横浜市立大学の瀬田先生に行っていただきました。書面・弁論を準備する際に意識すべきこと、どの視点から各請求文を読み解けばよかったのか、国際法学者から見た問題文についてを詳細に教えていただく機会となりました。模擬裁判とは正解がなく、いかに説得力のある議論を展開するかが重要な観点であることを感じました。各請求内容についてのポイントの一つひとつ丁寧に教えていただき、証拠や判例、条文の当てはめやす合わせについても教えていただきました。

改めて今回の問題についての全体像を把握できた他、自分たちの構成・考え方が正しかったのか、また異なるところはどのように考えるのが適正だったのかを振り返ることができていたと思います。問題文解説後には質疑応答の時間を設けていただき、より理解を深めました。質疑応答では事前にそれぞれが気になる点を準備したことに加え、解説内容を基にどのように落とし込めば良かったのかを直接先生に聞き、次回以降に活かせることを多く吸収したと言えます。



▼作業工程

講義の後半では、横浜市立大学3年のジャパンカップリーダー長に作業工程の説明をしていただきました。横浜市立大学では2年次からゼミに所属し、模擬裁判の経験を多く積んでおり、ジャパンカップでも上位常連校です。書面・弁論を作る上で、作業にも工夫を行っております。そこで本番までの約3か月間、どのような手順で2年生から4年生までそれぞれどのように動くのか、連絡ツール・資料はどのように引き継いでいるのかを教えてくださいました。また、皆で行う作業とは別に、リーダー含め数人の打ち合わせを何度も行っており、本番に万全の体制で臨んでいると感じました。

▼交流

作業工程の説明後には相手学校とのグループ交流を行いました。グループ交流では、説明を聞いたうえで出た疑問点、個人個人としてどのように動いていたか、初めてジャパンカップに参加する際にどのから着手したかを聞くことができました。また、初参加となる2年生の作業、行うことについて聞くことができ、今後の後輩に何を伝えるべきか、自分たちが行うべきことを明確にできる機会となりました。私たちは初出場だったこともあり、流れをうまく作ることができていなかったのですが、次回以降にこの経験を活かしたいと思います。



合同ゼミ

▼ワールドカフェとは

ワールドカフェ方式とは、気軽な雰囲気の中で参加者同士が話し合う対話スタイルです。カジュアルな雰囲気の中リラックスした状態で、議論を行うので有意義なやり取りができます。自由に意見を出し合ったり相互理解を深めることを目的としているので、相手の意見を否定せず、話をよく聞き、「質問」をして会話を広げていきます。初めに6人ずつテーブルに座って話し合いを行った後に、3人が別のテーブルに移動しメンバーシャッフルを行います。そうすることでアイディアを他花受粉でき、全体として意見を集めることができます。この方式の効果として、参加意識が高まりやすい、新たな人脈が形成される、新しいアイディアを見出すことができます。

▼難民問題

難民問題は難民危機とも言われ、やむを得ず自国を離れた難民や国内避難民が生まれ、その結果として引き起こされる社会的又は政治的な危機のことを指します。難民の人々は、最低限の衣食住あるいは医療もままならず、長期的なホームレス状態に陥ってしまいます。難民条約やUNHCRを通して難民問題に対処しようとしていますが、現状「終わりの見えない」問題になってしまっています。また、日本では難民の受け入れ審査が厳しく消極的です。難民問題を少しでも解決するためには、国際機関を通じた難民支援や寄付、多くの人に難民に関する知識を広めるなどが挙げられます。

▼難民への国際支援の在り方ー国家・国際機関・そして日本ー

国家

難民問題へのアプローチ方法は各国の状況によって異なります。発展途上国では難民の約80%を受け入れています。また先進国では資金援助を多く行っていること、難民に批判的な感情が高まっており国際支援の深刻な偏りが出ています。先進国では難民と移民の問題を示唆しており、貧しい途上国が大きな負担を背負っています。各国にとって公平な受け入れ制度が必要だと言えます。

国際機関

国際機関としてUNHCRが挙げられます。1950年に難民・国内避難民・無国籍者などを国際的に保護・支援するために設立されました。UNHCRは保護・シェルターや教育支援などを行っていますが、その支援期間が不明確です。また3つの解決として、①本国帰還②第1次庇護国での定住・永住③第3国への移住を掲げていますが、現状は対症療法に留まり、実践的限界から効果を上げていません。明確な基準を定めて、本質から解決へ導くことが難民を支援する上で必要だと言えます。

日本

日本は1981年に難民条約に加入し、それに伴い新たに難民認定制度を導入した「出入国管理及び難民認定法」が制定されました。日本が将来すべきこととして難民認定制度の緩和・難民の保護が挙げられます。しかし現実的には、仲介的な役割を担って国内避難民を安全な周辺国に移したり、日本に来て認定されない人を第3国に移住させることが今すべきことと言えます。



合同ゼミ

横浜市立大合同ゼミは後期活動では最大のものでした！前期で参加したジャパンカップについて理解を深め共有することを主な趣旨として、私たちが横浜市立大のキャンパスに直接出向いてお話をしました。張ゼミはこれまでジャパンカップへの参加経験が無く私たち5期生が初めての参加でしたが、横浜市立大のみなさんは代々出場されており弁論活動にかなり力を入れられていることから、経験に基づいたチーム運営や戦略を教えていただきとても参考になりました。一方で、立論や情報収集・理解など生みの苦しみについては初出場であった私たちと変わらずに持っていて、多少の練度の差があるとはいえ、一概に経験が浅いから不利であるとは言えないのだと実感することもできました。



企業法学科第3学年
鷺見萌花



企業法学科第3学年
高橋ほのか

合同ゼミでは初めに瀬田先生から今年のジャパンカップの問題の解説や論の展開の仕方などを講演して頂きました。自分たちでは思いつけなかったような視点での請求の見方を聞くことが出来てとても勉強になりました。

また、ジャパンカップ系のゼミ生の方の話を聞いたり、ゼミ生の方と交流をしたりしてジャパンカップ常連校であるゼミの模擬裁判の準備方法を学びました。自分たちに足りてなかったものを気づくことが出来たので来年に活かせるようにしたいです。

午後はワールドカフェ形式で難民保護のあり方をグループごとに討論し発表を行いました。短い時間の中でどのグループも沢山のアイデアを出しており、難民保護体制について考える良いきっかけとなりました。

11月12日に横浜市立大学の瀬田先生のゼミと合同ゼミを行いました。私たちが夏に参加した国際法模擬裁判大会のジャパンカップでは書面作成では初めてながら良い結果を残すことが出来たが、本番の口頭弁論では経験や準備の不足もあり、課題が残りました。同じ公立大学で同じゼミ活動で模擬裁判大会に参加し、優秀な成績を収めている横浜市立大学の瀬田ゼミに訪問して、ジャパンカップについてのお話をしていただきました。口頭弁論の練習方法、書面作成のチーム分け、資料のまとめ方や効率的な時間の使い方について教えていただき、非常に勉強になりました。来年参加することになる6期生に教えていただいたことを伝え、力になりたいと思います。



企業法学科第3学年
阿部泰己

15分プレゼン

TED Talks（あらゆる分野のエキスパートたちによるプレゼンを無料で視聴できるコンテンツ）から興味のある動画を選び、15分間のプレゼンをします。自分の興味の下、プレゼンを行うことから、様々な分野のプレゼンを聞くことができます。発表者は、話すスピードや視線を意識し、かつ原稿を読むのではなく、目の前にいる人にわかりやすく伝えるというプレゼン能力を鍛えることができました。前期、後期にかけて1人1回のプレゼンを行ったため、後期に行った5名のプレゼンを紹介します。

1. How to gain control of your free time by Laura Vanderkam

自由時間を上手に使うコツとしてタイムマネジメントについてのプレゼンを行いました。時間とは想像以上に余裕が存在し、対象の何かに割く時間がないということは、それは優先順位の低いものであることから、タイムマネジメントを行う上のコツとして、優先順位の高い物事をあらかじめ決めておくことが重要であることを発表しました。また、報告者のオリジナリティで、有限ながらもたくさんある時間を少しでも有意義なものへするための提案としてサウナの紹介も行いました。

2. There's more to life than being happy by Emily Esfahani Smith

幸せを目指すだけが人生ではなく、人生において生きがいを持つことの重要性を説くプレゼンを行いました。人生においてうつうつとした感情を抱えている原因とは、幸せの欠陥ではなく、生きがいの欠陥であることとし、自分の感情との結びつき、目的、超越、物語を自ら紡いでいくストーリーテリングの4つの柱を人生に作り上げることで、生きがいを見つけることができ、人生でうまくいかないことがあっても踏ん張ることのできるようになると発表しました。

3. Forget multitasking, try monotasking by Paolo Cardini

A powerful way to unleash your natural creativity by Tim Farford

マルチタスキングを意識して行動していることに起因し、マルチタスキング肯定派、否定派のTED Talksを視聴し、プレゼンにまとめました。反対派のプレゼンでは、例でスマートフォンによる選択肢増加のすべてに我々が順応できるわけではないことを挙げ、だからこそモノタスクにすべきと主張し、肯定派は、多数の物事を進めるにあたり、気分や状況に合わせてゆっくり進めるスローモーションマルチタスキングをするべきだと主張しました。この二つの発表を受け、肯定派と否定派の想定するマルチタスキングに相違がある点、発表者独自の提案として点の時間軸、線の時間軸を紹介しました。

4. Why dieting doesn't usually work

by Sandra Aamodt

ダイエットをしてもなかなかうまくいかない人が世の中に大勢いることに目を向けたプレゼンを行いました。脳の仕組みにより自分の体重が決められていることからダイエットは成功しないこと、だからこそダイエットはせずに、マインドフルイーティングという、自分自身の身体の信号を理解し、丁度いいと感じるまでの食事をするすることで食べ物にとらわれなくなり、健康で幸せな人生を過ごせることを紹介しました。



5. The surprising habits of original thinkers by Adam Grant

創造性に長ける人がもつ習慣についてのプレゼンを行いました。創造性に長ける人は、着手が早く完成に時間をかけることため「先延ばしをすること」、よいアイデアを更新するため「自分ではなくアイデアに懐疑を向けること」、失敗することよりも挑戦しそびれることを最も恐れることから「多くの失敗をすること」、以上三つの習慣を、Adamさんの経験・実験・例などを多く用い、わかりやすく、かつ興味を引くように発表しました。

ゼミ内ディベート

ゼミに所属する3, 4年生に加え、来年からのゼミ活動を控える2年生もディベートに参加しました。ディベートでは価値論題・推定論題・政策論題の3種類がありますが、今回のディベートでは価値論題1つ、政策論題2つの計3つのテーマを肯定・否定に分かれて争いました。

【価値】結婚は金よりも愛を重視すべき チーム1(肯定) 対 チーム2(否定)

テーマ詳細：女性は26歳。候補A(28歳)は大学から5年間付き合っている。年収300万円。候補B(28歳)は結婚相談所で知り合って二回あった。年収800万円。(※28歳男性平均年収は385万円)

チーム1は、1点目に、結婚生活におけるすべては愛が原点となっており、愛がない人との生活ではストレスがたまり安心感を持った生活ができないということ、2点目に、愛を手に入れるのは簡単ではいが、お金を手に入れる選択肢は多く存在することを主張しました。

チーム2は、1点目に、お金があることでこそ愛が体现できるということ、2点目に、子供の養育費や老後の生活費など、将来設計のためのお金を多く溜めることができるということ、3点目に精神衛生面で心にゆとりがもてることを主張しました。

【政策】管理職9割が男性の会社で、次の管理職には女性を昇進させるべき チーム3(肯定) 対 チーム4(否定)

テーマ詳細：候補者は男女1名ずつ同期入社である。男性のほうが女性よりも1.5倍能力が高い。

チーム3は、1点目に、能力主義への批判として、人々の伸びしろが重視されない点、能力主義が企業の利益を生むとは限らない点を挙げ、2点目に、男女間の能力差を認めたうえで、女性社員のロールモデル化、女性管理職と利潤間にある正の相関のデータから、女性を昇進させるべきと主張しました。

チーム4は、1点目に、管理職には高い能力が必要になること、2点目に女性が少ないからという理由で女性を昇進させれば、男性への性差別になるということ、3点目に、いきなり女性の昇進をするのではなく、なぜ男性ばかりか等の問題を究明解決から始めるという環境整備の必要性を主張しました。

【政策】日本に積極的安楽死を法的に認めるべき チーム5(肯定) 対 チーム6(否定)

チーム5は、安楽死の客体を病状の回復が見込めない重大な身体的病気・障害を持つ者のみと定義した上で、1点目に自己決定権、2点目に治る見込みのない患者の苦しみからの解放、3点目に金もうけを目的とした安楽死を防止するために患者の公的保護を十分に検討したうえで認めるべきと主張しました。

チーム6は、1点目に安楽死が刑法の規定に反すること、2点目に患者の自己決定の判断の難しさ、3点目に医師側の負担が大きいことを主張しました。



企業法学科第3学年
十王 館光

私は今回、『結婚は金よりも愛を重視すべきである』の否定側として戦いました。今回は、今まで参加してきたディベートとは毛色の異なる論題だったので、立論を作り始めた当初、客観性を保ちながら書き進めていくのがとても難しく感じました。しかし結果的に、インパクトのある事実、数字を用いつつ、論理的な立論構成を作れたので良かったです。しかし、自分たちが何を最も言いたいのかを相手に伝えることができなかったのが、この反省点を次の機会に生かしたいです。また、他の論題のディベートを聞いていると、なぜ日本は女性進出が進んでいないのか、積極的安楽死が認められないのか、日本社会の背景も学ぶことができたのでとても素晴らしい機会でした。

ジャパンカップ引継ぎ

前半にはジャパンカップの出場経験があり、裁判官役としての経験もある大阪大学准教授の高田先生にジャパンカップを行う際の口頭弁論の方法についてとそれに対する質疑応答を行いました。

後半には2年生への来年度に向けた引継ぎとして、ゼミ長・副ゼミ長による書面・口頭弁論での意識すること、方法についてのプレゼンテーションを行いました。

【高田陽奈子先生による講演】

高田先生には国際模擬裁判大会とはということについて口頭弁論を中心に講演をしていただきました。基本的な部分である国際模擬裁判の全体像に加え、書面・弁論のポイントを事細かに教えていただきました。特に弁論については実際の言い回しを教えていただくだけではなく、身近な例に置き換えて補足をしていただけたので、より理解を深めることができました。論証を行う際には三段論法を基本としており、主張に説得性を持たせるために、法的な知識を的確に提示することが重要です。また、口頭弁論を行う際には、その場で裁判官役の方からの質問があります。簡潔・適切に答える技術が求められ、得点にも大きく関係しています。この点に関して、質疑応答の姿勢・裁判官役の人が見ている点・時間配分の仕方を教えていただくことができました。

今大会で弁論にはいくつかの反省点がありましたが、この講演を活かして次回まで入念に準備をしたいと思います。

質疑応答

- ・どのくらい想定問答集を作って本番に対応したのですか。
→A420頁くらい用意をし、その際に判決の引用部分も載せたり細部まで想定していました。
 - ・効果的な弁論練習の方法を教えてください。
 - 原告チーム・被告チームが交換をして裁判官役を行うことが場数をこなす点でも効果的です。
 - ・時間の効率的な割り方を教えてください。
 - 自分のペースで無理しない程度に行う方がよいです。その中でも逐一情報は共有していました。
- この他にもたくさんの質問をし、疑問点を解消できました。



【ゼミ長 熊坂によるプレゼン】

ゼミ長の熊坂からは口頭弁論についての2年目への引継ぎが行われました。今年度の準備方法と実際の結果、反省点、来年度に向けた改善点について説明してくれました。

今年度は書面を提出してから弁論の準備に取り掛かりました。本番での相手校との採点結果を比較してみると、私たちは法的な知識、その適用、質疑応答の部分で平均値が低くなっていました。そのため反省点としては、質疑応答に充てる準備時間が足りなかったこと、練習方法が確立していなかったことが挙げられました。書面作成時から、想定質問を用意することで主張に強みを持たせることができるだけではなく、説明の仕方にも工夫ができると考えました。また一人で弁論練習をするのではなく、複数人で練習することでその場でフィードバックを得ることができると考えました。

ゼミ長は実際に口頭弁論を経験しており、そこから得たものを伝えてくれるプレゼンで、学べる機会になりました。

【副ゼミ長 山田によるプレゼン】

副ゼミ長の山田からは書面についての引継ぎが行われました。ジャパンカップについて、今年度の書面の進め方、反省点・次回に向けてという流れで説明してくれました。

今年度は被告原告に分かれて役割分担をしたうえで、一人ずつ各請求文を作成しました。作成までには問題文の検討や仲間同士の推敲、先生による添削を受けました。それを何度か繰り返し、最終書面へと繋げました。反省点としては、各個人が各請求文を担当していたので、全員が全ての請求文を把握しておくことが挙げられました。また、問題文の検討は土台になるので、入念に行う必要がありました。さらに根拠は徹底的に調べ、情報共有を怠らないことも重要でした。書面は簡潔さと正当性が求められるので、その点を意識する必要があると感じました。

副ゼミ長は一つの請求文を担当した経験から、主張するための証拠の重要性、個人だけではなく、チームとして動いていく重要性を伝えてくれるプレゼンでした。

全体感想

後期のゼミ活動では、一人ひとりが大きく成長した姿を示すことができ、充実した内容となりました。その理由は、2点あると考えています。

1点目は、各活動終了後に振り返りをして、それ以降の活動に生かすことができたことです。3ゼミ合同ディベートにおいては、JAPANCUPの振り返りを参考にして、情報共有の徹底や弁論構成について、万全の準備をして臨むことができました。また、テーマ報告においては、読み手は各回のレジュメの構成や内容について、優れた点と改善点をそれぞれ確認して、それらを自分たちの担当回に反映させることができました。

2点目は、主体的な学びです。テーマ報告においては、そのテーマ内でどの内容を焦当とするのかを、取捨選択する必要がありました。そのため、複数の論文の関係性や、先生がどのような意図をもって各論文を提示したのかといった深く物事を考える習慣が身に付きました。また、ゼミ内ディベートにおいても、自分たちで一から主張内容を構成しました。そのため、法律、一般的な価値観や感情といった様々な視点から独自の主張を構成し、白熱した試合を行うことができました。

今後のゼミ活動でも、上述した2点のことはぜひ継続してほしいと思います。



商学科第3学年
熊坂和紀

今年度のゼミを普段のゼミ活動と特別なものに分けて振り返ろうと思います。

普段のゼミ活動では気になった英語スピーチをPPでプレゼンする30分プレゼンや興味のある国際法について3人でレジュメを作成し発表するテーマ報告などを行い、国際法の知識はもちろんのことプレゼン力や論理的思考力が磨かれたと思います。3ゼミ合同ディベートでは後述するJAPANCUPで得た論理性やテクニックを活かし2連勝を飾りました。

また特別な活動として国際法模擬裁判JAPANCUPへの参加と横浜市立大学との合同ゼミがありました。JAPANCUPは初出場で勝手がわからない中、最初から最後まで全員で模索しながら作業をしました。結果として書面部門で全国2位という表彰を得たとともにゼミの大きな特徴ともいえる仲の良さを手にいれることができたのが嬉しかったです。横浜市立大学との合同ゼミでは難民について話し合ったほか、JAPANCUP常連校に大会についての貴重なお話を聞くことができ来年度の活動に向けて大きな財産になったと思います。最後に今年度はゼミとしても自分としても新鮮な経験が多かったです。そこで得た反省や改善点を来年度に生かしていかななくてはいけないなと考えています。



企業法学科第3学年
山田悠太郎

